議案第５０号

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第８０号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１２月１日提出

取手市長　　中　村　　修

提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正等を踏まえ，給料表の改定，一般職の期末・勤勉手当及び特別職の期末手当の見直し等所要の措置を講ずるため，取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（取手市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　取手市職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第８０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与の支払）	（給与の支払）
第2条　（略）	第2条　（略）
2　法第25条第2項の規定に基づき，次に掲げるものを控除して支給することができる。	2　法第25条第2項の規定に基づき，次に掲げるものを控除して支給することができる。
(1)及び(2)　（略）	(1)及び(2)　（略）
	(3)　取手市職員生活協同組合の購買代金
(3)から(8)まで　（略）	(4)から(9)まで　（略）
3　（略）	3　（略）
（期末手当）	（期末手当）
第20条　（略）	第20条　（略）
2　期末手当の額は，期末手当基礎額に，6月に支給する場合には100分の126.25，12月に支給する場合には100分の128.75を乗じて得た額に，基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は，期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に，基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)から(4)まで　（略）	(1)から(4)まで　（略）
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については，同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と，「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については，同項中「100分の126.25」とあるのは，「100分の71.25」とする。
4から6まで　（略）	4から6まで　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第21条　（略）	第21条　（略）
2　勤勉手当の額は，勤勉手当基礎額に，任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合	2　勤勉手当の額は，勤勉手当基礎額に，任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合

において，任命権者が支給する勤勉手当の額の，その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は，それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し，又は死亡した職員にあっては，退職し，又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に，6月に支給する場合には100分の106.25，12月に支給する場合には100分の108.75を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に，6月に支給する場合には100分の51.25，12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額 3から5まで　(略)	において，任命権者が支給する勤勉手当の額の，その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は，それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し，又は死亡した職員にあっては，退職し，又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額 3から5まで　(略)

別表第２及び別表第３を次のように改める。

別表第２（第５条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500

	36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900	473, 900
	37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500	474, 300
	38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100	474, 600
	39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600	474, 900
	40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200
	41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500
	42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800
	43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100
	44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400
	45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700
	46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800	
	47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100	
	48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400	
	49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600	
	50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900	
	51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100	
	52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400	
	53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600	
	54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900	
	55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200	
	56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500	
	57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700	
	58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000	
	59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300	
	60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500	
	61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700	
	62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000	
	63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300	
	64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500	
	65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700	
	66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000	
	67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300	
	68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500	
	69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700	
	70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000	
	71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300	
	72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500	
	73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700	
	74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400		
	75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700		
	76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900		
	77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100		

	78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400			
	79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700			
	80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900			
	81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100			
	82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400			
	83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700			
	84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900			
	85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100			
	86	275, 500	315, 300	366, 500					
	87	275, 800	315, 600	366, 900					
	88	276, 100	315, 900	367, 300					
	89	276, 400	316, 200	367, 500					
	90	276, 700	316, 500	367, 900					
	91	277, 000	316, 800	368, 300					
	92	277, 300	317, 100	368, 700					
	93	277, 600	317, 300	368, 900					
	94		317, 500	369, 200					
	95		317, 800	369, 600					
	96		318, 200	369, 900					
	97		318, 400	370, 200					
	98		318, 700	370, 600					
	99		319, 000	371, 000					
	100		319, 400	371, 400					
	101		319, 600	371, 900					
	102		319, 900	372, 300					
	103		320, 200	372, 700					
	104		320, 500	373, 100					
	105		320, 700	373, 600					
	106		321, 000	374, 000					
	107		321, 300	374, 300					
	108		321, 600	374, 600					
	109		321, 800	375, 000					
	110		322, 100						
	111		322, 500						
	112		322, 800						
	113		323, 000						
	114		323, 200						
	115		323, 500						
	116		323, 900						
	117		324, 100						
	118		324, 300						
	119		324, 600						

	120		324,900					
	121		325,200					
	122		325,400					
	123		325,700					
	124		326,000					
	125		326,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400

備考　この表は，他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第３（第５条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	434,300
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	436,200
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	438,100
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	439,900
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	441,800
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	443,600
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	445,400
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	447,200
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	448,800
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	450,300
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	451,800
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	453,300
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	454,800
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	456,100
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	457,400

	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	458,600
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	459,800
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	461,100
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	462,400
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	463,600
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	464,800
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	465,600
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	466,400
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	467,200
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	467,800
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	468,400
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	469,000
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	469,600
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	470,300
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	471,100
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	471,500
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	472,200
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	472,700
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	473,100
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	473,500
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	473,900
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	474,300
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	474,600
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	474,900
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	475,200
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	475,500
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	475,800
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	476,100
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	476,400
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	476,700
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	
	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	

58	309, 300	318, 400	333, 300	379, 300	433, 700	448, 400	
59	309, 800	319, 200	334, 400	380, 700	434, 400	448, 800	
60	310, 200	319, 900	335, 500	382, 100	434, 900	449, 200	
61	310, 700	320, 700	336, 400	383, 400	435, 300	449, 600	
62	311, 100	321, 500	337, 600	384, 900	435, 700	449, 900	
63	311, 600	322, 300	338, 700	386, 400	436, 200	450, 200	
64	312, 000	323, 200	339, 800	387, 800	436, 700	450, 500	
65	312, 500	324, 000	340, 800	389, 000	437, 200	450, 700	
66	313, 000	324, 800	341, 900	390, 400	437, 600	451, 000	
67	313, 400	325, 600	343, 000	391, 700	438, 100	451, 300	
68	313, 800	326, 400	344, 200	393, 100	438, 600	451, 500	
69	314, 300	327, 300	345, 300	394, 200	439, 100	451, 700	
70	314, 700	328, 200	346, 400	395, 400	439, 600	452, 000	
71	315, 100	329, 100	347, 600	396, 600	440, 200	452, 300	
72	315, 600	330, 000	348, 800	397, 800	440, 700	452, 500	
73	316, 100	330, 700	349, 500	399, 100	441, 100	452, 700	
74	316, 600	331, 600	350, 800	400, 300	441, 700	453, 000	
75	317, 200	332, 500	352, 100	401, 500	442, 100	453, 300	
76	317, 600	333, 300	353, 400	402, 600	442, 300	453, 500	
77	318, 100	334, 000	354, 600	403, 700	442, 600	453, 700	
78	318, 600	334, 900	356, 000	404, 900	443, 100	454, 000	
79	319, 200	335, 800	357, 400	406, 000	443, 400	454, 300	
80	319, 800	336, 800	358, 800	407, 200	443, 700	454, 500	
81	320, 300	337, 700	360, 100	408, 300	444, 000	454, 700	
82	320, 900	338, 600	361, 700	408, 900	444, 400	455, 000	
83	321, 600	339, 500	363, 200	409, 400	444, 800	455, 300	
84	322, 200	340, 500	364, 700	409, 900	445, 200	455, 500	
85	322, 800	341, 400	366, 100	410, 500	445, 500	455, 700	
86	323, 400	342, 400	367, 600	411, 100			
87	324, 100	343, 400	369, 100	411, 700			
88	324, 800	344, 400	370, 500	412, 300			
89	325, 500	345, 300	371, 800	412, 600			
90	326, 100	346, 600	373, 000	413, 100			
91	326, 800	347, 800	374, 200	413, 600			
92	327, 500	349, 000	375, 500	414, 100			
93	328, 000	350, 200	376, 800	414, 500			
94	328, 700	351, 500	378, 300	414, 900			
95	329, 600	352, 700	379, 800	415, 400			
96	330, 400	353, 900	381, 200	415, 900			
97	331, 100	355, 100	382, 500	416, 300			
98	331, 900	356, 400	383, 700	416, 800			
99	332, 700	357, 600	384, 800	417, 300			

	100	333, 500	358, 800	386, 000	417, 700				
	101	334, 400	360, 200	387, 100	418, 000				
	102	335, 400	361, 100	388, 200	418, 400				
	103	336, 400	362, 100	389, 300	418, 800				
	104	337, 300	363, 200	390, 400	419, 100				
	105	338, 100	364, 300	391, 600	419, 400				
	106	338, 700	365, 400	392, 100	419, 900				
	107	339, 300	366, 400	392, 700	420, 400				
	108	339, 900	367, 400	393, 300	420, 900				
	109	340, 400	368, 600	393, 900	421, 200				
	110	340, 900	369, 600	394, 400	421, 700				
	111	341, 300	370, 600	394, 800	422, 200				
	112	341, 800	371, 500	395, 300	422, 700				
	113	342, 600	372, 400	395, 700	423, 000				
	114	343, 200	373, 300	396, 100	423, 500				
	115	343, 900	374, 200	396, 600	424, 000				
	116	344, 500	375, 200	397, 100	424, 500				
	117	345, 100	376, 200	397, 500	424, 900				
	118	345, 800	376, 600	398, 000	425, 400				
	119	346, 500	377, 200	398, 600	425, 800				
	120	347, 200	377, 800	399, 100	426, 300				
	121	347, 800	378, 100	399, 300	426, 700				
	122	348, 100	378, 500	399, 800					
	123	348, 600	378, 900	400, 300					
	124	349, 100	379, 300	400, 700					
	125	349, 400	379, 700	401, 200					
	126		380, 100	401, 700					
	127		380, 500	402, 200					
	128		380, 900	402, 700					
	129		381, 300	403, 000					
	130		381, 700	403, 500					
	131		382, 100	404, 000					
	132		382, 500	404, 500					
	133		382, 700	404, 800					
	134		383, 200	405, 300					
	135		383, 500	405, 700					
	136		383, 800	406, 100					
	137		384, 100	406, 400					
	138		384, 500	406, 800					
	139		385, 000	407, 300					
	140		385, 500	407, 800					
	141		385, 800	408, 100					

	142 143 144 145		386,300 386,800 387,300 387,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 277,300	円 290,300	円 295,200	円 330,500	円 349,300	円 365,000	円 390,700

備考　この表は，消防吏員で市長が定めるものに適用する。

第２条　取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第20条　（略） 2　期末手当の額は，期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に，基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで　（略） 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については，同項中「100分の127.5」とあるのは，「100分の72.5」とする。 4から6まで　（略） （勤勉手当） 第21条　（略）	（期末手当） 第20条　（略） 2　期末手当の額は，期末手当基礎額に，6月に支給する場合には100分の126.25，12月に支給する場合には100分の128.75を乗じて得た額に，基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで　（略） 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については，同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と，「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。 4から6まで　（略） （勤勉手当） 第21条　（略）

2　勤勉手当の額は，勤勉手当基礎額に，任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において，任命権者が支給する勤勉手当の額の，その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は，それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し，又は死亡した職員にあっては，退職し，又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額 3から5まで　(略)	2　勤勉手当の額は，勤勉手当基礎額に，任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において，任命権者が支給する勤勉手当の額の，その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は，それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し，又は死亡した職員にあっては，退職し，又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に，6月に支給する場合には100分の106.25，12月に支給する場合には100分の108.75を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に，6月に支給する場合には100分の51.25，12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額 3から5まで　(略)

(取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第３条　取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和３２年条例第８５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条　市長，副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は，取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項，第4項及び第5項の規定を準	(期末手当) 第4条　市長，副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は，取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項，第4項及び第5項の規定を準

用して算出された額とする。この場合において，同条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と，「100分の128.75」とあるのは「100分の180」とし，同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と，「職員の職の職制上の段階，職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	用して算出された額とする。この場合において，同条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とし，同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と，「職員の職の職制上の段階，職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

第４条　取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第4条　市長，副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の期末手当の額は，取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。）第20条第2項，第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において，同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とし，同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と，「職員の職の職制上の段階，職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあ	（期末手当） 第4条　市長，副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の期末手当の額は，取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。）第20条第2項，第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において，同条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と，「100分の128.75」とあるのは「100分の180」とし，同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と，「職員の職の職制上の段階，職務の級等を

るのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

（取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第５条　取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２３年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（給与に関する特例）
第6条　第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には，次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td>1</td><td>419,000円</td></tr>
<tr><td>2</td><td>470,000円</td></tr>
<tr><td>3</td><td>525,000円</td></tr>
<tr><td>4</td><td>593,000円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>677,000円</td></tr>
<tr><td>6</td><td>790,000円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>923,000円</td></tr>
</table>
2及び3　(略)
（給与条例の適用除外等）
第7条　(略)
2　特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項，第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については，給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と，給与条例第20条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と，「100分の128.7</td><td>（給与に関する特例）
第6条　第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には，次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td>1</td><td>405,000円</td></tr>
<tr><td>2</td><td>455,000円</td></tr>
<tr><td>3</td><td>508,000円</td></tr>
<tr><td>4</td><td>574,000円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>655,000円</td></tr>
<tr><td>6</td><td>765,000円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>893,000円</td></tr>
</table>
2及び3　(略)
（給与条例の適用除外等）
第7条　(略)
2　特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項，第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については，給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と，給与条例第20条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と，給与条例第21条</td></tr>
</table>

5」とあるのは「100分の98.75」と，給与条例第21条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と，「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。	第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

第６条　取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第7条　（略） 2　特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項，第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については，給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年条例第26号）第6条の規定」と，給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と，給与条例第21条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。	（給与条例の適用除外等） 第7条　（略） 2　特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項，第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については，給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年条例第26号）第6条の規定」と，給与条例第20条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と，「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と，給与条例第21条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と，「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。

（取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第７条　取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付　則 1及び2　（略）	付　則 1及び2　（略）

	（給料表改定の効力発生時期の特例） 3　第3条（第17条第4項の規定により適用する場合を含む。）の規定により給与条例別表第2の給料表を適用する場合において，当該給料表の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の給料及び報酬についての当該改定の効力は，当分の間，当該改定に係る条例の規定にかかわらず，当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日（当該条例の施行の日が4月1日であるときは，その日）から生ずるものとする。 （通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額改定の効力発生時期の特例） 4　第8条の規定により給与条例第12条の4の規定を準用する場合又は第29条第2項の規定により給与条例第12条の4第2項の規定の例によることとする場合において，同項に定める額の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額についての当該改定の効力は，当分の間，当該改定に係る条例の規定にかかわらず，当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日（当該条例の施行の日が4月1日であるときは，その日）から生ずるものとする。 （期末手当の支給率改定の特例） 5　第13条第1項又は第23条第1項の規定により給与条例第20条第2項の規定を準用する場合において，同項に規定する期末手当基礎額に乗じる率（以下この項において「支給率」という。）の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の支給率は，当分の間，当該改定に係る条例の規定にかかわらず，当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の支給率によるものとする。 （勤勉手当の支給率改定の特例） 6　第13条の2第1項又は第23条の2第1項の規定により給与条例第21条第2項の規定を準用する場合において，同項に規定

	する勤勉手当基礎額に乗じる率(以下この項において「支給率」という。)の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の支給率は，当分の間，当該改定に係る条例の規定にかかわらず，当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の支給率によるものとする。

付　則

（施行期日等）

1　この条例は，公布の日から施行する。ただし，第２条，第４条及び第６条の規定は，令和９年４月１日から施行する。

2　第１条の規定（取手市職員の給与に関する条例第２条第２項中第３号を削り，第４号を第３号とし，第５号から第９号までを１号ずつ繰り上げる改正規定を除く。）による改正後の取手市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定，第３条の規定による改正後の取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（同項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定，第５条の規定による改正後の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第７条の規定による改正後の取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は，令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例（取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において準用する場合を含む。以下この項において同じ。），改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には，第１条の規定による改正前の取手市職員の給与に関する条例（取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において準用する場合を含む。），第３条の規定による改正前の取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例又は第５条の規定による改正前の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は，それぞれ改正後の給与条例，改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（市規則への委任）

4　前項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市規則で定める。